

2025年6月12日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 光吉 敏郎

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年5月30日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年6月30日と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2025年7月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2025年7月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 : 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 : 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
※受付時間 平日 9:00 ~ 17:00